

協議会設立の趣旨について

設立趣旨

近年，全国的な人口の減少や既存の住宅の老朽化などにより，使用されていない建物が年々増加している。

適切な管理が行われないうまま放置されている状態の空き家は，景観，防災，衛生など様々な面で，地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

本市においても，このような空き家の増加が予想されることから，空き家対策を推進するため本協議会を設立する。

設立根拠

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律 127 号）

市町村は，空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。（法第 7 条第 1 項）

「結城市空家等対策推進条例」（平成 31 年結城市条例第 5 号）

市長は，法第 7 条第 1 項の規定に基づき，結城市空家等対策協議会を設置するものとする。（条例第 9 条第 1 項）

委員の人数 10 名

委員の任期 2 年

委員の報酬 3,000 円

協議会の所掌事項

① 「空家等対策計画」の作成及び変更並びに実施に関すること

市町村は，その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため，基本指針に即して，空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。（法第 6 条第 1 項）

② 「特定空家等」に関すること

用語の説明

「空家等」とは・・・

- ・ 建物のほかに塀などの工作物並びにその敷地も含まれている
- ・ 空家等となる基準 → 1年以上使用されていない状態

「特定空家等」とは・・・

- ・ 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」
例) 建物の状態が酷く、建物が倒壊してしまうおそれがある状態 など
- ・ 「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」
例) 家がゴミ屋敷となっており多数の害虫が発生しているなどの状態 など
- ・ 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」
例) 多数の窓ガラスが割れている状態
屋根や壁が破損して外からでも中が見えるような状態 など
- ・ 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」
例) 立木の枝が道路などに大きくはみ出し通行を妨げている状態
建物が施錠されておらず不特定の者が容易に侵入できる状態 など

本協議会では・・・

- ⇒
- ・ 空家等対策計画に関する協議
 - ・ 問題のある空家等が「特定空家等」に該当するかどうか
 - ・ 特定空家等の所有者に対する指導、勧告、命令、代執行への協議